

平成27年4月よりスタート

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に支援する、新しい制度です

新制度では

幼稚園・保育園・認定こども園などを利用するための認定制度が始まります

幼稚園・保育園・認定こども園などの利用を希望する保護者は、申請をして、利用希望の施設や年齢に応じて、1号から3号認定を受ける必要があります。

地域型保育事業を創設します

地域型保育事業では、保育園などの施設（原則20人以上）より少人数の定員で、0歳から2歳の子どもの保育を行います。

市の取り組み

アンケートの実施

子ども・子育て支援事業計画の策定

アンケート調査結果をもとに、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園や保育園の利用や地域の子育て支援事業の「必要量の見込み」の算出を行い、平成27年度から5年間の事業計画を作成します。

各種基準の条例整備・・・今回上程された3つの条例

地域型保育事業の施設基準や運営の基準、保育園等施設の運営基準などについて、国が示す基準を踏まえた条例の整備を行います。



放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を定める条例

放課後児童健全育成事業（公立学童保育室、民間学童クラブ）の運営を行うための最低基準を定めるもの。

- 問** 第4条に規定の最低基準をすでに超える設備を有し、運営している事業者の場合は、
- 答** 現状の水準から低下させることはない。
- 問** 新基準により変わるところは、
- 答** 現在は国の基準がないため、埼玉県放課後児童健全育成事業の基準が適用される。
- 問** 児童クラブ運営基準により、公立・私立ともに運営されている。新基準では、
- 答** 児童クラブの受け入れ人数が最大70人からおおむね40人以下となる。
- 問** 質の確保は、
- 答** 職員の資格要件が明確に規定されたことにより、きめ細かな保育の提供が可能となる。また、施設設備の面では利用児童一人あたり1・65平方メートル以上の面積を確保することから、児童の安心、安全な保育環境の向上も見込まれる。



●放課後児童健全育成事業（公立学童保育室、民間学童クラブ）

新しい基準

- 職員**
放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置
- 設備**
専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋またはスペース）等を設置し、面積は学童1人につきおおむね1.65㎡以上
- 集団の規模**
一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下
- 開所日数・時間**
原則1年につき250日以上
小学校の授業の休業日は、原則1日につき8時間以上
小学校の授業の休業日以外の日は、原則1日につき3時間以上

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例

市が認定こども園、幼稚園、保育園及び地域型保育給付事業（家庭的保育、小規模保育等）の運営を「確認」するための基準を定めるもの。

- 問** 来年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行されるが、背景と経緯は、
- 答** 家庭・地域での子育て力の低下、都市部での待機児童の増加等を改善するために、質の高い学
- 問** 家庭・地域での子育て力の低下、都市部での待機児童の増加等を改善するために、質の高い学
- 答** 家庭・地域での子育て力の低下、都市部での待機児童の増加等を改善するために、質の高い学

家庭的保育事業等の設備及び運営基準を定める条例

市が家庭的保育事業等（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の「認可」をす

- 問** 質の高い保育がどう担保されるのか。
- 答** 家庭的、小規模、居宅訪問型、事業所内の4つの保育事業に関する認可するための基準について定める条例であり、小規模保育事業などの地域
- 問** 質の高い保育がどう担保されるのか。
- 答** 家庭的、小規模、居宅訪問型、事業所内の4つの保育事業に関する認可するための基準について定める条例であり、小規模保育事業などの地域

男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の実現に寄与するために必要な基本理念・責務・市の施策等を定めるもの。

- 問** 以前にも条例制定への議会質問等あったが、なぜこの時期の制定となったのか。
- 答** 少子高齢化の急速な進行、人口減少社会の到来、経済環境の変化等、社会情勢が転換期にある中、以前にも増して男女共同参画社会の実現が求められている。平成24年にとりまとめた第2次男女共同参画プランにも位置付けられていたことによる。
- 問** 条例において、深谷市らしい特徴的な要素は、
- 答** 埼玉県及び先行市の条例等を研究し、男女共同参画社会基本法に基づき策定した。特徴的な取り組みについては、プランにて、具体的施策について展開していく。

とある。事業者に対しても報告書作成及び公表を義務付けるのか。

- 問** 他市の条例等研究したが、教育に携わる者の責務及び苦情処理委員会の設置まで規定している。市条例では、市、市民事業者の責務は記されているが、教育に携わる者の責務が規定されていないのはなぜか。
- 答** 教育に携わる者の責務については大切な視点である。深谷市条例では第7条に、「家庭教育、職場教育、社会教育その他の教育の場において、推進に努める」とした条文を加えている。

- 問** 第6条第2項にて事業者の責務として、「仕事と家庭生活が両立できよう職場環境の整備に努める」とある。第14条では、推進状況・施策の実施状況を明らかにする

男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しています。平成26年度のキャッチフレーズは、公募により、「家事場のパパチカラ」に決定しました。条例の制定をきっかけに男女共同参画推進にさらに取り組みましょう。



「議会あれこれ」講案ってなあに?」...講案には、議会の議決が直ちに地方公共団体の意思として成立する条例案や、議会そのものの意思決定するに止まる意見書などがあります。